

經濟論叢

第十卷 第一號

ルカーチにおける社会存在の

論理(→)……………平井俊彦 1

国会開設請願運動の發展構造(→)……内藤正中 21

わが国労働組合組織の若干の考察…西岡孝男 44

A・A・ロゴウ「労働党政府とイギリス産業」

(1945—51)……………金潤河 62

昭和三十三年七月

京都大學經濟學會

A・A・ロゴー

「労働党政府とイギリス産業」 (一九四五—一九五二)

金 潤 河

一

第二次世界大戦の終結と共に、イギリスにおいては労働党が政権を獲得して、一九四五年から一九五一年まで民主社会主義的諸政策を実施した。その成果に対する評価はもとより一様ではないが、ともあれ学ぶべき多くの教訓があることは、確かである。特に「資本主義から社会主義への平和的移行の可能性」が実践政党の中で問題になっている現在、イギリス労働党が体験した六年間の成果を科学的に分析することは重要な意義をもつてちがいない。A・A・ロゴーの近著「労働党政府とイギリス産業」は、英国労働党外の人によって執筆され、すぐれて客観的な分析と労働党に対する可成り独創的な批判がなされており、今日の民主社会主義理論における主要な諸問題についての

論争の出発点となるような若干の問題を提起している点で、貴重な労作であるように思われる。

本書は次のような構成からなっている。

第一章 序論

第二章 労働党政府下の計画

第三章 産業の管理

第四章 私的産業の組織化

第五章 産業と労働

第六章 産業と課税

第七章 政府とビジネスのバブリック・リレーション

第八章 国有化の衝撃

第九章 行き詰った政治?

著者はまず労働党の性格及び当面の目標の分析(一章)から

筆を起して、労働党政府の計画機構、計画内容、統制機関、統制機関に対する政府と産業の關係(二、三章)を述べると共に、労働党政府の対私有産業政策・反独占政策及び労働者の経営参加の問題(四、五章)をとりあげたのち、労働党政府の重要な施策の一つである所得再分配のための課税政策(六章)にふれ、ついで政府と産業の広報宣伝活動に関する詳細な分析を与え、鉄鋼国有化をめぐる政府と鉄鋼連盟との対立關係を論じ(七、八章)、最後に政治的な結論(九章)を述べて筆をおいている。

以下、章を追って簡単にその内容を紹介しよう。

二

第一章においては、イギリス労働党の綱領を検討することによって、第二章以下で分析さるべき労働党政府の具体的政策展開の成否を判断すべき評価の基準を与えている。

一九四五年の労働党綱領は、戦時の保守党支配の連立内閣からの継承物であるが、本質的には一九一八年の「労働党と新社会秩序」なる声明を基盤にしているのであって、その基本的提案は公益事業及び若干の天然資源の国有化、産業の公共管理、公平なる課税等であった。これらは一九四五年の「未来に直面しよう」にも盛られている。一九四五年の政策声明の中で労働党は「信仰、言論、出版自由の擁護」を宣言すると共に、「他

人を搾取する自由、乏しい賃金を支払う自由、利己的利潤追求のための価格引上げの自由、他人の充足せる幸福にして健康な生活の手段を奪う自由」は許さるべきでない」と主張した。また、完全雇用を産業の部分的国有化と国家資源の完全利用及びよき賃銀、社会サービス、保険、租税政策、計画的投資等を通じて実現しようとした。その際、国有化の対象としては「公有公営のために成熟した或いは成熟し過ぎた基礎産業」(燃料、動力、国内交通、鉄鋼)を指定し、他の未成熟基礎産業に対しては、独占・カルテルの統制を含む「構造的管理」「適正な経済価格統制」「輸出産業のための明確な計画」を施行することが予定された。

一九五〇年の政策声明「共に勝ち抜こう」には砂糖、セメント、一部の化学、鉱山、水道、冷凍、食肉輸入卸売及び保険の国有化と労・使・公益三者より成る「拡大評会議」の設置を謳っており、同年の「労働党と新社会」では国有化すべきか否かを決定する「三つのテスト」が述べられている。いわく、(一)社会の経済生活と福祉がそれに依存し、私有には安んじて委されない産業であるか否か、(二)それは非能率的であるか否か、(三)それは独占であるか否か。

ところで世間には、労働党政府の成果が社会主義ではなくて「単なる厚生資本主義」にすぎないという見方もある。その理由は、国民所得の分配は以前よりは公正だが、資本及び経済的

特権の集中は依然として変らないこと、利潤、賃銀及びサラリ
ーは依然としてレッセ・フェール¹の伝統的方法で決定されるこ
と、基本産業の公共企業体化及び私的産業に対する一部の統制
にも拘らず権力は依然として一部経営層にとどまっていること
等である。これに対して、ロゴーは、労働党政府によって社会
主義の課業が着手されさえしなかったと見るのは正しくないとい
う見解をとり、次の如く述べている。「以前の経営者が引き
続き権力の座にいたいように、国有化それ自身は國家的所
有という簡単な事実の中で実質的な責任の転移を表現するもの
である。……要するに、課題は着手されたが完成されていな
い」というのがより正しいのであって、労働党政府により達成
された成果は大きく、民主的計画の中のイギリスの経験は西
欧にとっての一つの標準を設定した、と。

ついで著者は労働党政府と産業との関係をみるに際して、労働
党政府が次の様な基本的諸特徴をもつ社会の創造を設計して
いるという前提に立つて研究を進める。その基本的諸特徴とは
、(一) 基礎産業の国有化、(二) ビジネスの効果的公共管理、(三)
相対的な社会平等と安全、(四) 産業内における労働者の刺戟と
地位の変容、(五) 決定的経済諸問題に対処するあらゆる能力等
である。要するに、労働党は六年間で社会主義を達成しようと
したのではなく、一般的にいって、社会主義的計画と必要な統
制技術との結合をその目標とした。

三

第二章にあっては、労働党政府が計画を実施するに当つての
経済的・政治的・社会的背景を分析し、そのもとで生まれた計
画諸機構の内容、任務を概観したのち、労働党政府が実施した
ところの投資の統制、支払均衡のための輸入の統制、為替管理
等の諸政策を検討し、その成果と欠陥を指摘している。

著者は計画実施の背景として、戦時計画により計画は尊重視
すべきものとされるようになったこと、労働党の計画機構の諸
機関及び統制方法は大体戦時のままで連立内閣時代の踏襲であ
ったこと、戦時の経験は保守党をして部分計画に身を任せた
こと、そして一九四五年の「武器貸与」の停止による食糧原料
輸入への致命的な影響及び一九四六―七七年の冷害、貿易収支の
赤字、朝鮮戦争による再軍備負担、世界的軍拡によるスターリ
ング地域でのドル収入の増加等を挙げている。このような背景
の中で労働党政府は一連の社会的目的を達成したのであるが、
その中でも最も重要なものは完全雇用と所得再分配であった。
さて計画機構については、機構それ自体からして労働党政府
下の計画は専門機関による経済情報と予測の編纂に限定され、
経済の形成、必要な産業生産品の量と品種の決定等は実質的に
市場諸力に任かされることになり、このような計画概念からし
て統制は最少限となり、長期的計画は大幅に排除され、政府は

詳細な経済規制の負担から解放されたと判断する。

こうして、著者は計画機構の詳細な叙述のち、「計画機関」のこの叙述から労働党政府の統制装置はおよそ包括的でなかったことが明らかであろう。人力、個人所得、利潤及び輸出を含む「非計画経済領域」はその出発から大きく重要なものであったし、これはブトリー政府の弱体の主要な源泉となった。投資及び輸入統制の叙述が示みすように「統制領域」も一般に考えられている程には強固でも効果的なものでもなかった。」しかし、既存の装置を以ってしてもより良き計画、より効果的な行政、より良い統制方法を行なつたならば、より良い成果を達成し得たであろう。にも拘らず、労働党政府は統制技術の改善よりも統制の撤廃を考えたのであると批判している。

第三章では統制機関の種類、任務及び統制機関と統制との関係、統制機関の人的構成、統制機関に対する政府と産業との関係等が取扱われている。

E・H・カーも指摘するように、西欧の計画は戦時や国際危機における資源動員に結びついており、この戦争と計画との歴史的関係はイギリスの場合特に重要であつて、労働党政府における諮問機関、統制機関、準統制機関は「拡大評議会」の創設を除き、戦時のそれを踏襲してきた。

さて統制は一方では政府諸省、他方では産業団体を通じて行われるが、最高方針の決定は内閣または省間のレベルで行わ

れ、生産諸省を通じて実施される。それらの諸省は計画や政府に關係があるのみでなく、(一) 経済全体における各産業の地位の考慮、(二) 政府政策に合致する限りにおいて産業の必要の充足及び不足の査定を行なう。(三) 政府の政策を業界に説明すると同時に、また業界の意見を政府に伝達する。(四) 産業に関する情報の蒐集及び普及を行うわけである。

かかる諸機関の業務において、単なる許可申請とか情報の間合せとかは地方事務所のレベルで処理され、産業の立地、原料の割当、建築許可、輸出入許可等は中央の特定の部課が關係省のレベルで処理され、大規模な投資等は省間委員会か内閣決定のレベルで処理される。

ついで著者は統制機関と統制との複雑な關係を述べたのち、統制機関における職員の中で産業出身者が大きな比重を占めていることを指摘して、これは労働党の産業に対する重要な譲歩であつたと述べている。労働党政府はしばしば産業団体に統制の実施を委任した。これがため、一般的には産業団体の利用は比較的経済的であつたし、ビジネス出身の統制官や顧問は誠実に有能であつたといへば、統制行政及び政策審議におけるビジネス出身者の助言は業者の見解と利益を反映し、社会全体の利益よりも企業の利益を優先する嫌いを免れなかつた。たとえば価格統制についていうと、徳用品以外の価格は「中央価格統制委員会」と産業団体との交渉により決定されるのであるが、し

ばしは後者の云いなりになった。かくてロギーは、価格統制行政における政府へのビジネスの影響は大きな過誤であった、と批判している。

四

第四章においては労働党政府の私有産業に対する政策が論ぜられており、そのうちでも重要な意味をもつところの「拡大評議会」の性格と役割及びその限界を分析すると共に、「産業団体」の研究に相当の紙幅をさいている。

これまで労働党は、自己の政權獲得とともに私企業部門は急速に衰微するであらうという考えを抱き、私有産業部門の研究を怠ってきた。労働党の論議は公有すべき産業の選択やプラン作成に限られていた。にも拘らず一九四五—五〇年における国有化は国民総生産力の二〇％以下に過ぎなかったから、長期の「混合経済」は不可避となり、従って私有部門に対する政策が重要な意義をもつようになってきたのである。

ところで一九四五年には、私有産業部門対策としてはお粗末な反独占政策を除けば殆んど見るべきものがなかった。伝統的な補助金方策とその他の国家援助によって産業を改善しようとする程度に止まった。こうして、一九四六年の「借入（統制保証）法」により年五〇〇〇万ポンドまで産業貸付がゆるされた。それによって政府援助を受けたものは、農業、時計産

業、綿業、映画業であったが、なおその他に「産業金融公社」「英国標準化協会」「英国経営者協会」「医学調査委員会」「農業調査勧告委員会」「産業デザイン協会」「産業科学研究部」等であった。しかし補助金による生産増加は限界があった。

そこで政府は、産業改善及び政府と産業との連絡に役立つ組織の必要を認め、一九四七年七月の「産業拡大組織法」(Industrial Organisations and Development Act)によって「拡大評議会」(Development Council)を創設した。「拡大評議会」の主要な仕事は強制徴収金賦課、企業の記事、統計の蒐集、能率促進のための諸活動(この中には科学的研究、人材の養成、デザインの質と標準化と改善、市場研究等が含まれる)等である。評議会は労使から同数の委員を選出し、これに議長を含む少数の第三者を加えて構成されるが、第三者と労使代表との比率は各産業により異なっている。「産業拡大組織法」ははじめのうち産業の自治を促進するかに見えたが、まもなく産業の態度が敵対的となった。産業の態度が豹変したのは何故であろうか。最初是不況到来の心配から評議会の設置が歓迎されたが、好況が続いたため同法通過後は評議会設置の経済的利戟は消滅したこと、産業団体の地位が低下しはしないかという懸念が起ったこと等が主な原因である。かくして労働党政府は「拡大評議会」を保持する上において、イギリス産業内に最強の勢

力とぶつかるようになった。

産業団体は第一次大戦中に政府が原料割当にそれを必要としたという過去の経験から第二次大戦中、連立内閣によって利用されたが、戦後の労働党内閣によっても重要な点は変更されなかった。産業団体の目的は政府との接触を緊密化し、また政府へ産業の意見を具申するにあるが、多くの産業団体は独占やカルテルと同じく「通常、不況の産物であり、その政策はかかる不況とその結果に対する一種の防衛であった。」といつてよい。

かかる産業団体運動は戦後ますます成長したのであるが、近年において産業団体の増大を背景とする「英国工業連盟」

(The Federation of British Industries)の権威が増大する

につれて、産業の自治の要求はますます抑えがたくなった。それは統制を徐々に撤廃させたのみならず、政府による「拡大評議会」の強制を不可能にした。かくて著者は、産業団体の増大と産業集中の増大が労働党政府の反独占政策の実施を骨抜きにしたことを指摘しているが、失敗の原因を次の諸点に求めている。第一に、「独占委員会」の委員及び職員数が、その取扱う問題のわりには余りに少数であったこと、第二に、「独占及び制限的行為法」が全産業にわたる制限的行為の一般的調査を行う前に個々の産業の研究をなすべしとしたことは、いたずらに時間を浪費し、調査産業のみの取締りに終ったこと、第三に、中央的な実行機関がなかったこと、これである。しかし、労働

党独占立法の眞の弱点は、英國の殆どどの独占行為が強力な産業団体と緊密に結びつき、事実それによって行われているということであつて、政府の協議システムに大きな地位を占める産業団体を相手とするのでは、政府・産業関係の全機構を変えない限り、反独占政策の成果を期待するのは馬鹿げたことだといわねばならぬと論じている。

第五章では著者は労働者の経営参加の問題をとりあげ、労働党政府は労使関係の基本構造を変えず、産業全体にわたる賃銀政策と国有部門の労働者管理を拒否したこと、労働者に経営能力がなく、労働者ももっと経験を積みまでは労働者の経営参加は不可能だとの理由で、政府も産業も重役会議への労働代表選出及び経営参加を否定し、かくて国有産業の委員会においても旧勢力が依然として権力をもっていたこと、それにも拘らず労働者の経営職能教育は殆んど行われなかったこと等に言及している。

ついでローギーは、政府がその拡大に多くの注意を払った「合同協議」(Joint consultation)の検討に移り、合同協議は現実の労働環境から生ずる問題の討議及び情報意見交換の手段、小さな苦情の秩序ある解決のための究明、労使相互の理解と尊敬の促進に役立つものであるが、実際には英國の合同協議計画では、政策決定に労働者が参加することなく、主たる論題は保健、安生厚生、苦情、規則の解釈、計画的欠勤職務の統制、工

場の最大限活用、原材料の節約、不良仕事の除去、生産方法の改善等であったと述べ、合同協議拡大の企図は部分的にのみ成功したと結論づけている。

この「合同協議」よりも成功したものとして、著者は「利潤分配」と「労使協同制」をあげている。「利潤分配」は長期的に安定した利潤水準を基礎とするが故に、独占または半独占的地位にある企業の方が成功し易く、その場合には、同制度は労働者を魅きつけ、完全雇用下の労働力獲得競争において、当該企業にかなりの有利性を与えるのみでなく、最後には一工場、一産業に限らず、全社会にわたって労働者の忠誠を確保する手段となる。

かくて戦前には全労働者の二%にすぎなかった利潤分配被適用労働者は、一九五〇年には全体の一〇—一五%となった。しかし、これは必ずしも英国産業民主化の増大を意味するものではなく、多くの場合、利潤分配は名目に止まり、分配されるのは各種配当や留保が控除された剰余であるから、既に株主と従業員との分配において不公平がある。従って合同協議会と同様に、それは労働者の経営参加よりも、労働者に財産所有及び支配階級の心理、価値観、思考を持たせ始める結果をきたす。

五

第六章で著者は、労働党政府の所得再分配政策の一環として

の「公正なる分前」のための「課税政策」の実施と、その結果生じた資本輸出及び脱税の問題に分析のメスを入れ、次のようにその政策を評価している。即ち、労働党政府は私企業部門の廃止を意図しなかったのであるが、私企業部門の廃止なくしては、事業家の利潤の〈満足な〉分前や投資家の資本に対する〈適正な〉還元を否定するような公正な分前に達することはできないのであって、輸出市場の確保、生産性の増大、完全雇用の達成のためには、産業は生産拡大を許さるべきであり、投資家は自己の貯蓄に賭けることを許さるべきである。換言すれば、税額引上げの実際的限界が存在する。労働党の一閣僚が云う如く、その四分の三が私企業である経済においては、刺戟としての利潤の機能を無視するわけにはゆかない。しかし企業のために「公正な分前」政策が引き込まれるとすれば、それは福祉国家への脅威となる。配当と利潤の増加は賃銀変動をもたらし、インフレの圧力を生み出すから、労働組合は反抗的となり利潤税、資本利得税の増加を要求するであろう。その結果、ビジネス・グループは警戒し、資本はますます輸出されるか、消尽されるであろう。そこで福祉国家は戦國的社会主義者やレッセ・フェールの民主主義者の双方から攻撃をうけるようになる。これに対して労働党政府は如何なる解決策をも持ち合せなかったから、一九五一年の秋の総選挙によって退陣を余儀なくされたのであった。

第七章では、政府の政策遂行上重要な意味をもつパブリック・リレーションについての詳細な興味ある分析が見られる。

非統制分野及び半統制分野では、説得こそが政府の主要な手段となり労働力不足産業への労働力吹引のためのみならず、国民貯蓄、燃料節約、道路安全等のためにも広報が必要であるにも拘らず、政府は政策実施に演ずる公報及び教育の役割に対する認識不足と政府の広報P・R活動への支出の不足からP・R活動に失敗し、事情認識に豊む世論をつくり出せなかった。これに反して、産業側のP・R活動は活潑になされ、労働党政府のそれをしのいだから、この分野において政府側は黒星に終わったといえる。

第八章で著者はまず生産的企業に関する二つの国有化案及び石炭と英蘭銀行の国有化は大して問題なく実施されたことを述べ、国有化が容易に受け入れられた理由として、産業の大部分がかなりの期間国家援助若しくは統制下にあったこと、保守党的色彩の各種調査委員会の実事認定及び勧告に国有化案のすべてが正しく基づいていたこと、国有化案の大部分は現在の経営陣からの経営権の移動を考えていなかったこと等を挙げている。

ついで著者は、イギリス国有化における最大の難問であったところの鉄鋼国有化の問題をとりあげ、鉄鋼国有化案をめぐる論議過程と同案成立過程及び政府と鉄鋼連盟との対立関係を詳

細に分析したのち、次のように著者独自の見解を述べている。

保守党政権の出現によって国有化は再編中止され、一九五四年末までに鉄鋼の二分の一が国有化を廃止されたのであるが、労働党が一九四五年当時の大衆の人気をとりもどし、政権の座につくことができるならば、国有化の問題も当然に再登場することであろう。その時が来れば、鉄鋼業及び産業一般は英国の社会化の伝統の不可避性に従うであろう。英国では福祉国家から社会主義国家への移行が暴力なしに達成されることは確かであって、鉄鋼紛争が暗示するように、ある限度の計画は投票や計画者によらずに関係諸団体の権力関心によって決定される。しかし、イギリス社会主義の一層の発展が権力の社会化を目的とする限り、何んらかの方法で産業の反対を克服しなければならぬし、現在の経営陣を刷新する必要も生じてこよう。

六

最後の第九章において著者は、一九四五―五一年の労働党の経験は左右両極に走らぬ経済社会問題解決の方法を示し、世界に大きな暗示を与えたと述べ、特にイギリスの経験は左右両極からする民主社会主義批判の試金石であるとして、左右両極からの批判をとりあげ、六年間の経験に照らし合せて検討している。

左翼の批判——支配階級が自己の権力を縮小する社会変化に

どこまで支持協力するかという問題。即ち、マルクス理論では変革には新支配階級による権力統合が必要だとする——に対しては民主社会主義者は英国の伝統からして暴力革命は不要だという立場をとっている。これに関連してロギーは、産業の政府に対する協力とその限界に言及し、産業が政府に協力するのは政府の政策が経営者の地位を変化させることなく、政策それじしん本質的变化を伴わぬ改良である限りにおいてであって、「拡大評議会」「鉄鋼国有化」等の支配問題が論争的であったところでは、協力はみられなかったのであるが、そうかといつて、産業の暴力的抵抗も存在しなかったとして、労働党の経験は左派の批判とビジネス無制限協力論とを修正させた結論づける。そして右翼の批判——計画と民主主義とは両立しないとの主張——に対してロギーは、労働党政府下の混合経済は資源の均衡的分配、完全雇用、公正な所得分配のための若干の計画を課すること、労働党政府は中央計画の利用を制限したこと、労働党計画は消極的であったこと、福祉国家と西欧民主主義の伝統とは両立すること等について説明し、この右翼の批判は当を得ないとして述べている。

最後に著者は、社会主義的政治と思想のギャップについて触れ、労働党の成果は戦後とは全く異なる社会環境にあった初期フェビアン考えに基づいていたのであるが、今やこれに代つて未来に役立つ理論が必要なのであって、混合経済が出発点と

なっている現在においては、レッセ・フェール資本主義の弊害に対する攻撃だけではもはや勝利は得られないであろう。労働党はその基本原則を再構成せねばならぬと強調している。

七

以上が本書の簡単な内容である。既に明らかな如く、本書は最近のイギリス「革命」の意義、即ち一九四五年から一九五一年までの労働党政府の業績を検討せんとする試みであるが、著者は労働党政府とイギリス産業との間の諸関係に焦点をしぼり、次のような疑問を提起し、それに回答を与えんとしているのである。(一) 一九四五—一九五一年の革命は真の革命であるかどうか。換言すれば、権力が中間階級から労働者階級に移されたかどうか。(二) 代置された諸グループ、何よりもまずビジネス及びビジネス関係者が如何なる範囲で労働党政府に協力したか、またそれは如何なる意味をもつか。(三) 政府と産業間に衝突があるところでは、ビジネスの反対は一般的に或いは特殊的に如何様に明らかにされたか。(四) 労働党政府はイギリス産業の構造・心理・客体にかなり大きな程度の影響を与え得たかどうか。

著者は本書において、一貫して、労働党政府と産業との関係は、本来、対立的なものであり、労働党政府の諸政策は資本の要求に基礎を置くものではなく、産業側にとっては多かれ少な

かれ不利を招くものであるとの立場をとっている。だから本書においては、政府と産業との関係についてのかなりつっこんだ分析と労働党政府諸政策に対する鋭い批判的検討がなされているわけであるが、それにも拘らず、前記の諸疑問に対して十分納得しうる回答を与えてはいない。

労働党政府の諸政策の成果を検討する際にまず考察しなければならないのは、戦後のイギリスの国際的地位、イギリス経済の特徴及びイギリス資本主義の課題と国家機関の利用によるその発現形態等ではない。著者もいさう国有化及び経済の計画実施における背景を述べてはいるが、第二次世界大戦がイギリス資本主義を経済的不均衡、再生産過程及び全経済生活の混乱に陥れ、消費財の著しい不足、燃料危機と輸出の減少及び国際収支の不均衡、固定資本の補填過程と再生産過程の破壊を生じ、植民地周辺におけるイギリス資本主義の地位の弱体化と本国内のイギリス資本主義の経済的弱体化をもたらしたという諸条件を必ずしも十分に評価していない。従って戦争終結後、イギリス資本主義の前に提起された諸課題——工業生産を高めること、世界市場における地位回復をめざして経済構造を改変すること、それに必要な資本蓄積を早めるために労働者の消費を減少すること、戦争の結果生じた国際収支の不均衡を是正するために輸出を増大し輸入を減少すること、更に著しい規模での資本輸出をはじめること、アメリカと競争し得る世界

強国としてのイギリスの地位を保持すること、——から戦後の労働党政府による諸政策を説明しようとはしなかった。また「福祉国家」——著者の意見によれば福祉国家とは混合経済に「雇用、社会サービス、所得の公平分配についての国家責任が加わったものである——における国家の独占資本への従属関係が明確にされていないところから、労働党政府の反独占政策や経済計画の失敗の原因を考察する際に、独占委員会や計画統制機構の欠陥を指摘するにとどまり、本質的な原因の究明とはならなかった。

しかし本書は、現段階のイギリス社会主義の歴史的、具体的特質を明らかにし、社会主義の漸進的な実現方式が資本主義枠内でもつ進歩的意義を高く評価すると同時に、「福祉国家」での、換言すれば、生産手段の私的所有と労働者の搾取が廃棄されず労働者階級の権力問題が解決されていない社会内での、社会主義的政策実行の限界を指摘し、特に労働党政府と産業との諸矛盾をあばき出し、その解決克服のための積極的意見を述べている点で、一方における労働党理論家の樂觀論、他方における政治的、公式論的批判に比べて、科学性の豊かな労作になっているといえよう。